

# 青森県報

号外第四十九号

平成十七年  
四月二十日  
(水曜日)

## 目 次

監査委員

行政事務監査の結果..... (事務局) ... 一

## 監 査 委 員

### 行政事務監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき監査を実施し、次のおり知事等に提出したので、同条第9項の規定により公表します。

平成17年 4月20日

# 平成16年度行政事務監査報告書

「県に事務局を置く団体について」

青森県監査委員

青 監 査 第 114 号  
平成17年 3月23日

青森県知事 三 村 申 吾 殿  
青森県議会  
議 長 山 内 和 夫 殿  
青森県教育委員会  
委 員 長 関 實 殿  
青森県公安委員会  
委 員 長 井 畑 明 男 殿

青森県監査委員 片 谷 稔  
同 鶴 賀 茂 世  
同 平 山 誠 敏  
同 清 水 悦 郎

平成16年度行政事務監査の結果について

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり提出します。

第1 監査テーマ

「県に事務局を置く団体について」

第2 監査の目的

県の中には種々様々な団体の事務局が置かれており、県職員がこれらの団体の事務に従事しているものも相当数見られるところである。

このことから、県職員の団体の事務への従事や県職員による団体の事務が適正、適切に処理されているのかを監査することにより、県の団体への関与の妥当性や県職員の団体の事務への従事に際しての適正性・適切性確保に資することを目的として監査を実施したものである。

第3 「県に事務局を置く団体」に関する実態調査の結果

監査を実施するに当たって、「県に事務局を置く団体」の実態を把握するため、関係機関に文書照会し回答を得たが、その内容は以下のとおりである。

1 調査対象団体

次のアからエに該当する団体を県に事務局を置く団体と定義し、知事部局、議会事務局、各種委員会事務局に対し照会した。

ア 県の機関の執務場所又は庁舎等の中に事務局を置いている団体で、かつ、

県職員が当該団体の事務局員を兼ねている団体

イ 公益的な事業を実施している団体

ウ 独自の会計を有する団体

エ 平成15年4月1日現在において存在する団体又は平成15年度中に設立された団体

2 調査日

平成16年6月28日（提出期限：平成16年7月30日）

3 調査結果概要

(1) 部局別団体数

回答があった団体は、全体で840団体であり、部局別の内訳は表1のとおりである。

表1 「部局別団体数」

部局名	団体数	構成比(%)	部局名	団体数	構成比(%)
総務部	13	1.5	農林水産部	139	16.6
企画政策部	9	1.1	県土整備部	17	2.0
環境生活部	5	0.6	出納局	2	0.2
健康福祉部	31	3.7	教育庁	467	55.6
商工労働部	9	1.1	(うち県立学校)	(453)	(53.9)
文化観光部	13	1.5	警察本部	135	16.1
			計	840	100.0

(2) 県費支出団体の状況

ア 回答があった840団体のうち県費が支出されている団体は168団体（20.0%）で、部局別の内訳は表2のとおりである。

表2 「県費支出団体」

部局名	団体数	県費支出 団体数
総務部	13	6
企画政策部	9	7
環境生活部	5	5
健康福祉部	31	2
商工労働部	9	8
文化観光部	13	10
農林水産部	139	11
県土整備部	17	6
出納局	2	1
教育庁	467	109
(うち県立学校)	(453)	(98)
警察本部	135	3
計	840	168

イ 県費が支出されている168団体の県費の種類は、表3のとおりである。

表3 「団体に支出されている県費の種類」

部局名	補助金	負担金	委託料	その他	計	備考
総務部	4	1	2	1	8	その他=共済費
企画政策部	1	6	0	0	7	
環境生活部	3	2	0	0	5	
健康福祉部	0	2	1	1	4	その他=団体の機関誌購読料
商工労働部	1	6	2	0	9	
文化観光部	2	8	1	0	11	
農林水産部	7	3	3	0	13	
県土整備部	0	6	0	0	6	
出納局	0	1	0	0	1	
教育庁 (県立学校除く)	5	5	1	0	11	
(県立学校)	3	37	0	60	100	その他=生徒会館運営費の一部県費負担
警察本部	2	0	0	1	3	その他=共済費
計	28	77	10	63	178	

(注) 県費支出団体168に対し、県費の種類別計が178となっているのは、1団体で複数の種類の県費を受けている団体があることによる。

## (3) 職務専念義務免除承認の状況

ア 県職員が団体の事務に従事する場合、a) 職務に専念する義務の免除の承認を受けて従事する必要がある場合と、b) 職務に専念する義務の免除の承認を必要とせず従事できる場合（下記「団体の事務への従事について、職務に専念する義務の免除の承認を必要とせず従事できる場合」参照）があるが、回答があった840団体のうち職務に専念する義務の免除承認を得ていた団体は、表4のとおり85団体（10.1%）である。

表4 「部局別職専免承認団体」

部 局 名	団 体 数	職専免承認 団 体	職専免承認の ない 団 体
総 務 部	13	9	4
企画政策部	9	5	4
環境生活部	5	4	1
健康福祉部	31	19	12
商工労働部	9	3	6
文化観光部	13	6	7
農林水産部	139	6	133
県土整備部	17	8	9
出 納 局	2	0	2
教 育 庁 (県立学校除く)	14	4	10
(県立学校)	453	0	453
警 察 本 部	135	21	114
計	840	85	755

## 《参 照》

「団体の事務への従事について、職務に専念する義務の免除の承認を必要とせず従事できる場合」

団体の事務への従事について、公務（所属の業務）とする場合

団体の事務への従事について、職務専念義務の課せられていない勤務時間外である場合

団体の事務への従事について、法令等により従事させることができることされている場合（地方公務員等共済組合法等）

イ 職専免承認のない755団体について、職務に専念する義務の免除承認をとっていない理由を記載してもらったが、それを分析した結果は表5のとおりであり、「県業務として従事しているから」が280団体（37.1%）、「法令等により従事が認められているから」が7団体（0.9%）、「その他」が89団体（11.8%）、「無記入」（理由を記入していなかったもの）が379団体（50.2%）となっている。

また、表5の職務に専念する義務の免除承認をとっていない理由のうち、

「その他」欄に区分したものの具体的な理由は、表6のとおりである。（注：実態調査時点の回答と実地監査時点の回答が異なっている団体があったが、表5、6は実態調査時点での回答を示している。）

表5 「職専免承認のない理由」

部 局 名	職専免承認の ない 団 体	職務に専念する義務の免除承認をとっていない理由			
		県業務として従事 している から	法令等により 従事が認め られている から	その他	無記入
総 務 部	4	0	3	1	0
企画政策部	4	0	0	4	0
環境生活部	1	1	0	0	0
健康福祉部	12	8	0	4	0
商工労働部	6	6	0	0	0
文化観光部	7	6	0	1	0
農林水産部	133	120	0	13	0
県土整備部	9	9	0	0	0
出 納 局	2	2	0	0	0
教 育 庁 (県立学校除く)	10	0	2	1	7
(県立学校)	453	16	0	65	372
警 察 本 部	114	112	2	0	0
計	755	280	7	89	379

表6 「表5のその他欄の具体的な理由」

部 局 名	その他	その他の具体的な理由
総 務 部	1	・手続中(1)
企画政策部	4	・失念していた(4)
健康福祉部	4	・日常軽易な業務であるため(1) ・業務に支障がなかったため(3)
文化観光部	1	・手続の不備(1)
農 林 水 産 部	13	・手続取り忘れ(4) ・事務の大半を外部委託しているため(1) ・事務量が少ないため(4) ・指導業務が主なため(2) ・専免規則の規定に該当しないため(2)
教 育 庁 (県立学校除く)	1	・本務影響が少ないことから(1)
(県立学校)	65	・勤務時間外に従事(52) ・団体職員配置のため(8) ・職専免規定に該当事項がないため(3) ・従事時間が短いこと、時間の特定が難しいこと(2)
計	89	

ウ 職専免承認のない団体755団体のうち知事部局の団体数は178団体であり、このうち平成16年6月の実態調査後に職務に専念する義務の免除の承認手続をとり、かつ平成16年12月3日付青人第486号通知「職務に専念する義務の免除願及び営利企業等の従事許可願の手続の一部簡略化について」により、平成16年12月3日以降、団体の事務・職に従事する場合、文書による承認手続が不要とされた団体（以下「職専免承認手続簡略化団体」という。）は、表7のとおり126団体となっている。

このことは、職務に専念する義務の免除の承認を受ける必要があったにもかかわらず、これまで職務に専念する義務の免除の承認を受けずに団体の事務に従事していた団体が多数あったことを表している。

表7 「職専免承認のなかった団体のうち16年度以降職専免承認手続簡略化団体となった団体」

部 局 名	職専免承認のない団体	16年度以降職専免承認手続簡略化団体	
知事部局	総務部	4	0
	企画政策部	4	3
	環境生活部	1	0
	健康福祉部	12	0
	商工労働部	6	0
	文化観光部	7	0
	農林水産部	133	121
	県土整備部	9	1
	出納局	2	1
	小計	178	126
教育庁	463		
警察本部	114		
計	755	126	

(注)

- 16年度以降職専免承認手続簡略化団体には、知事部局において平成16年度に職務に専念する義務の免除承認手続をとったが、簡略化団体となっていない団体は含まれていない。
- 職専免承認手続簡略化団体は、知事部局の制度で、教育庁及び警察本部においては同様の制度を設けていない。

#### 第4 実地監査対象機関等の概要

##### 1 監査対象機関等

実態調査の回答があった840団体の中から68団体を選定し、68団体が置かれている58機関を実地監査の対象とした。

選定に当たっては、過去に財務監査の対象となることがない団体、予算規模が大きく県の関与の度合いが大きい団体、逆に予算規模が小さく県の関与の度合いが小さい団体などを考慮しながら各部局から選定したが、部局別の選定機関数及び団体数は表8のとおりである。(別添資料1「実地監査対象機関・団体一覧表」参照。)

なお、監査は、団体の事務局が置かれている県の機関を対象としたが、地方自治法第199条第8項に基づく関係人調査として団体についても調査を実施した。

表8 「部局別選定機関数、団体数」

部 局 名	団体数 a	選定機関	選定団体 b	bのうち県費支出団体	選定割合 b/a (%)
総務部	13	2	2	1	15.4
企画政策部	9	2	3	2	33.3
環境生活部	5	2	2	2	40.0
健康福祉部	31	4	5	2	16.1
商工労働部	9	3	3	3	33.3
文化観光部	13	1	1	1	7.7
農林水産部	139	10	13	7	9.4
県土整備部	17	4	4	0	23.5
出納局	2	1	1	0	50.0
教育庁	467	27	32	17	6.9
(うち県立学校)	(453)	(23)	(28)	(13)	(6.2)
警察本部	135	2	2	0	1.5
計	840	58	68	35	8.1

##### 2 監査の着眼点

- (1) 団体の事務に従事する場合の服務上の取扱いは適正か。
- (2) 県職員による団体の事務処理は適正、適切に行われているか。
- (3) 県が関与する団体として妥当な団体か。
- (4) 行政財産の使用許可手続等は適切か。

##### 3 監査対象年度

平成15年度を監査対象年度としたが、必要に応じて他の年度についても対象とした。

##### 4 実地監査実施期間

平成16年10月～12月

## 第 5 実地監査の結果

## 1 個別の監査結果

実地監査を行った58機関68団体の監査の結果は、別添資料2「機関・団体別、実地監査の結果」のとおりである。

このうち、問題点等が見受けられたのは46機関50団体であり、部局別の状況は表9のとおりである。

表9「部局別問題点等有の状況」

部 局 名	問 題 点 等 有 の 機 関	問 題 点 等 有 の 団 体	う ち 県 費 支 出 団 体
総 務 部	2	2	1
企 画 政 策 部	2	3	2
環 境 生 活 部	0	0	0
健 康 福 祉 部	2	2	1
商 工 労 働 部	1	1	1
文 化 観 光 部	0	0	0
農 林 水 産 部	9	10	5
県 土 整 備 部	4	4	0
出 納 局	1	0	0
教 育 庁	23	26	14
(うち県立学校)	(20)	(23)	(11)
警 察 本 部	2	2	0
計	46	50	24

## 2 類型別状況

問題点等を類型別に整理した結果は、以下のとおりである。( )内は、件数である。)

類 型	問題点等の内容
服務上の問題 (12)	職専免承認手続が適切でないもの(3) 週休日の振替が適切でないもの又は取扱いについて検討する必要があるもの(2) 公務出張で団体が旅費を負担しているものについて、県の旅行命令簿を作成していないもの(4) 職専免承認を受けていない団体の用務での出張について、県の旅行命令簿を作成していないもの(1) 職専免承認を受けている団体の用務での出張について、県の旅行命令簿を作成し、出勤簿も出張表示しているもの(2)
県の関与について(3)	職務との関連性が疑問視される団体へ関与しているもの(1) 会費等の個人負担について検討を要するもの(2)

類 型	問題点等の内容
団体の統廃合や規約等、事業内容について (11)	統廃合や事業内容の見直しについて検討する必要があるもの(3) 規約等の整備や見直しが必要なもの(6) 多額な繰越金が生じていることなどから、会費や事業内容の見直しについて検討が必要なもの(2)
県費支出団体における問題(14)	県補助金・負担金について、団体の下部組織支出分の実績確認ができないもの(4) 県補助金・負担金に係る実績報告書が適正でないもの又は実績報告書に領収書等が添付されていないもの(5) 県負担金拠出に当たって、契約書等の整備・見直しが必要なもの(3) 県費を含む財源の適切な執行が求められるもの(2)
会計処理上の問題(88)	通帳と印鑑を同一者が管理しているもの(23) 会計年度中に決算監査を行っているもの(11) 会計事務を同一者が長期間にわたって担当しているもの(4) 切手等の金券類の帳簿が作成されていないもの(6) 団体の備品の管理台帳が作成されていないもの(4) 決算報告が適正でないもの(4) 県費と団体経費の区分が適切でないもの(2) 県職員に対する昼食等の提供において適正な執行が求められるもの又は昼食提供の必要性を検討する必要があるもの(2) 県職員に対する謝金や手当等の支給について妥当性等を検討する必要があるもの(7) 県職員に支給される旅費が県の旅費支給基準と比較して高いことから、県の支給基準に準じた内容に改める必要があるもの(3) 支出に係る証拠書類がないもの(6) 支出荷がないもの(2) 支出内訳が不明なもの(2) 団体の下部組織等への支出金について報告書等を徴していないもの(2) 金券類について適切な執行が求められるもの(2) 会計年度区分を誤っているもの(2) 所得税の源泉徴収をしていないもの(2) 支出関係書類の記載額を誤っているもの(1) 収入が計上されていないもの(1) 決算額が正確か確認できないもの(1) ②保有口座数が適切でないもの(1)
行政財産使用許可手続について(8)	行政財産使用許可手続がとられていないもの(7) 行政財産使用許可手続が必要でないもの(1)
計	136件

## 第6 要望事項

「県に事務局を置く団体」に関する実態調査の結果及び実地監査の結果から、県に対して以下の事項について対応されることを要望する。

### 1 職務に専念する義務の免除承認について（対応を求める相手：知事部局、教育庁、警察本部の当該事務の所管課）

職務に専念する義務の免除については、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例」に基づき、任命権者ごとに職務に専念する義務の免除承認手続の規定等を定めているが、実態調査等の結果から明らかのように団体の事務に従事する際の職専免承認手続の不備等が多数見受けられたことから、次の点について要望する。

- (1) 知事部局、教育庁においては、団体の事務に従事する場合の「職務に専念する義務の免除承認が必要な場合」と「必要でない場合」に対する認識誤りや職専免承認手続の取り忘れが見られたことから、統一的な運用がなされるよう対応されること。
- (2) 県立学校職員を対象にした「青森県立学校職員規程」は、職務に専念する義務の免除の対象となる団体を青森県教育厚生会と青森県学校生活協同組合の2団体に限定しているが、今回の実態調査において判明した各種団体への従事をどのようにとらえるのかを整理し、必要があれば同規程の見直しについても検討されること。
- (3) 警察本部においては、職専免承認を受けている団体が防犯協会だけであり、他の団体はすべて警察業務として従事しているため職専免承認不要との取扱いをしていたが、防犯協会だけ職専免承認が必要で他団体が必要でないということに対する合理的な理由を欠いていることから、職専免承認に対する考え方を整理されること。

### 2 旅行命令簿、出勤簿等の取扱いについて（対応を求める相手：知事部局、教育庁の当該事務の所管課）

- (1) 知事部局、教育庁においては、団体の用務で出張した場合等の県の旅行命令簿及び復命書の作成、出勤簿の表示が各機関によって異なっている事例が見受けられたので、次の場合における取扱いについて統一的な運用がなされるよう対応されること。

ア 県の業務として団体の事務に従事している場合で、団体の用務で出張した場合の取扱い

イ 職専免承認を受けて団体の事務に従事している場合で、団体の用務で出張した場合の取扱い

ウ 県の業務として出張する場合で、団体から旅費を負担してもらう場合の取扱い

- (2) 教育庁においては、県立学校職員が週休日に団体の用務で勤務した場合で、公務としての従事が認められる場合にあっても、週休日の振替がとられていない場合が見受けられたので、週休日に勤務した場合の振替について適切な対応をされること。

### 3 行政財産使用許可手続等について（対応を求める相手：教育庁の当該事務の所管課）

県立学校内にプロパー職員が常勤している団体や購買部を置いている団体が見受けられるが、いずれも行政財産使用許可手続がとられていないので、許可手続がとられるよう指導されること。

また、購買部設置場所に係る光熱水費を学校が負担している場合があったが、本来団体が負担すべきものと考えられるので、これについて統一的な取扱いがされるよう指導されること。

### 4 県負担金拠出に当たっての契約書等の整備、見直しについて（対応を求める相手：知事部局、教育庁の当該事務の所管課及び該当する県の機関）

特定目的のために県が負担金を拠出しているものについて、県と団体との間で負担金の使途についての契約書等がないものや大会開催経費の収支計画に基づき県負担金が決められているものについて、収支計画と決算収支が異なった際の県負担金についての取り決めがされていないものがあるので、このような県負担金拠出に当たっての契約書等の整備や見直しをされること。

### 5 適正・適切な会計処理の確保について（対応を求める相手：知事部局、教育庁、警察本部の当該事務の所管課及び該当する県の機関）

会計処理上の問題点が多数見受けられたことから、県が団体の会計事務を担当する場合の取扱指針等の作成について検討されるとともに、県として団体及び県職員である事務局員をより積極的に指導監督されること。

### 6 実地監査において問題点等が見受けられた機関・団体に対する要望（対応を求める相手：知事部局、教育庁、警察本部の当該事務の所管課及び該当する県の機関）

問題点等のうち団体が対応しなければならないものについては、団体の事務局を担う県として、団体及び事務局員となっている県職員に対して適切な指導をされること。

また、問題点等のうち県が対応しなければならない事項については、関係部署において適切に対応されること。

## 第7 おわりに

県に事務局を置き、県職員が団体の事務に従事するということは、その従事職員の職専免承認の有無にかかわらず、又、団体への県費支出の有無を問わず、県には団体が適切に運営されているか、県職員が適正・適切に団体の事務を処理しているかについて指導監督していくことが求められているといえる。

しかし、今回の監査でそのような対応が十分ではないと思われるところがいくつか見られたところである。

今後は、今回の結果を踏まえて、これまで以上に適切な指導監督をされるよう努めるとともに、県の事務事業の合理化、経費節減のためにも、必要最小限の関与で最大限の効果が得られるよう関与していくことが大切であると考えます。

資 料 1  
(実地監査対象機関・団体一覧表)

実地監査対象機関・団体一覧表

番号	対象機関	対象団体	番号	対象機関	対象団体
1	青森県税事務所	青森県納税貯蓄組合連合会青森地区支部	17	農林水産政策課	青森県生活改善グループ連絡協議会
2	防災消防課	青森県婦人防火クラブ連絡協議会	18	総合販売戦略課	(社)青森県ふるさと食品振興協会
3	新幹線・交通政策課	むつ湾内航路活性化推進会議	19	総合販売戦略課	まほろばあおもり流通戦略推進委員会
4	新幹線・交通政策課	青森県鉄道整備促進期成会	20	総合販売戦略課	青森県物産観光振興対策協議会
5	統計分析課	青森県統計協会	21	総合販売戦略課	青森県はたて流通振興協会
6	県民生活政策課	青森県交通対策協議会	22	構造政策課	青森県青年農業士会
7	自然保護課	第2回世界自然遺産会議実行委員会	23	りんご果樹課	21世紀青森りんご行動計画推進協議会
8	保健衛生課	青森県ハンセン病協会	24	林政課	青森県林業改良普及協会
9	西北地方健康福祉こどもセンター	日本赤十字社西北地区	25	水産振興課	青森県漁業士会
10	上北地方健康福祉こどもセンター	上北郡民生委員・児童委員協議会	26	東地方農林水産事務所青森地域農業改良普及センター	東青農水産物加工協議会
11	上北地方健康福祉こどもセンター	県南里親会	27	北地方農林水産事務所五所川原地域農業改良普及センター	東日流パソコン倶楽部
12	県立精神保健福祉センター	青森県精神保健福祉協会	28	下北地方農林水産事務所むつ水産事務所	青森県漁業士会むつ支部会
13	経営振興課	(社)青森県中小企業診断協会	29	ふるさと食品研究センター下北ブランド研究開発センター	下北ブランド開発推進協議会
14	工業振興課	青森県企業誘致推進協議会			
15	新産業創造課	サイエンスフェア2003 in AOMORI実行委員会			
16	観光推進課	青森県大規模観光キャンペーン推進協議会	30	整備企画課	青森県建設技術協会

番号	対象機関	対象団体	番号	対象機関	対象団体
31	河川砂防課	青森県河川協会	51	五所川原農林高等学校	青森県高等学校教頭会 西北支部
32	港湾空港課	青森県港湾協会	52	弘前中央高等学校	青森県高等学校教育研究会
33	建築住宅課	青森県公営住宅等整備事業連絡会	53	浪岡高等学校	青森県高等学校教育研究会地理歴史科・公民科部会
34	経理課	青森県会計協会	54	田名部高等学校	青森県高等学校教育研究会外国語部会
35	学校施設課	青森県公立学校施設整備期成会	55	田名部高等学校	青森県高等学校体育連盟柔道専門部
36	県立学校課	第29回全国高等学校総合文化祭青森県実行委員会	56	弘前工業高等学校	青森県高等学校体育連盟バレーボール専門部
37	生涯学習課	あすの青森県を創る運動協会	57	青森東高等学校	青森県高等学校文化連盟
38	スポーツ健康課	青森県体育指導委員協議会	58	青森東高等学校	青森県高等学校文化連盟合唱部
39	野辺地高等学校	青森県立野辺地高等学校父母と教師の会	59	八戸高等学校	青森県高等学校文化連盟放送部
40	弘前中央高等学校	青森県立弘前中央高等学校後援会	60	青森東高等学校	青森県公立学校事務長会
41	八戸南高等学校	青森県立八戸南高等学校後援会	61	森田養護学校	青森県特殊学校事務長会
42	南郷高等学校	青森県立南郷高等学校後援会	62	青森工業高等学校	青森県高等学校野球連盟
43	三沢商業高等学校	青森県立三沢商業高等学校後援会	63	青森南高等学校	青森県高等学校PTA連合会東青地区協議会
44	青森高等学校	青森県立青森高等学校同窓会	64	北斗高等学校	青森県高等学校定通教育振興会
45	弘前高等学校	青森県立弘前高等学校鏡ヶ丘同窓会	65	黒石高等学校(青森第二養護学校)	青森県公立高等学校事務職員協会
46	八戸工業高等学校	青森県立八戸工業高等学校同窓会	66	八戸第二養護学校	青森県特別支援教育研究会
47	弘前実業高等学校	青森県立弘前実業高等学校同窓会	67	青森警察署	青森地区防犯協会
48	八戸西高等学校	青森県立八戸西高等学校創立30周年記念協賛会	68	弘前警察署	青森県山岳遭難防止対策協議会弘前支部
49	弘前南高等学校	青森県高等学校長協会普通部会			
50	青森高等学校	青森県高等学校教頭会			

資 料 2  
(機関・団体別 実地監査の結果)

部 局 名	番 号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職 専 免 手 続 の 有 無	使用許可 の有無	
		団 体 名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		う ち 県 職 員 数	使用料徴収 の有無
						種別	金額											
総 務 部	1	青森県税事務所	昭和42年8月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税作品募集、審査</li> <li>・納税貯蓄組合功労者表彰</li> <li>・ブロック研修</li> <li>・青年部、女性部研修会</li> <li>・「納貯連だより」発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会則</li> <li>・旅費規程</li> <li>・支部長表彰規定</li> <li>・青年婦人部規程</li> </ul>	1,509		0	1,243	無	0	3	3	有	使用許可 無
		青森県納税貯蓄組合連合会青森地区支部		構成員又は会員	市町村納税貯蓄組合連合会 (青森地区支部7市町村連合会)	主な財源												県連合会補助金、市町村連負担金、納貯共済交付金、繰越金
			問題点等	1 通帳と印鑑を同一者が管理している。														
			防災消防課	平成2年9月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県防火の集い開催</li> <li>・リーダー研修会開催</li> <li>・救急講習会開催</li> <li>・各種研修会への参加</li> </ul>	規約	1,093	補助 金	495	1,059	無	0	6	6	有
2	青森県婦人防火クラブ連絡協議会	構成員又は会員	県内婦人防火クラブ201団体	主な財源			県補助金、市町村負担金、助成金、繰越金											使用料徴収 無
		問題点等	1 県補助金495,000円及び市町村負担金495,000円の交付を受けている本団体から青森県幼少年婦人防火委員会(事務局:防災消防課)に180,000円を助成しているが、県婦人防火クラブ連絡協議会と幼少年婦人防火委員会の業務内容に類似する部分があるので、両団体の統合や業務内容の見直し、県幼少年婦人防火委員会に対する助成金の見直しについて検討する必要がある。 2 会計年度(4月~3月)中に決算監査を行っている。(H16.3.1監査)															

部 局 名	番 号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況 (千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の 有無	使用許可 の有無																																																																																				
		団 体 名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無																																																																																			
										種別	金額																																																																																										
企 画 政 策 部	3	新幹線・交通政 策課	平成4年8月				・総会、分科会の開催 ・航路活性化に向けて の各種事業	設置要綱	10,165	負 担 金	2,000	2,323	有	0	4	4	無	使用許可 無																																																																																			
		構成員又は会員		県、津軽・下北両半島の関係21市町村、 下北汽船株)	主な財源	県、市町村、下北汽船株の負担金												使用料徴収 無																																																																																			
		むつ湾内航路活 性化推進会議		問題点等	<p>1 当該団体はこれまで職専免手続をとらずに団体の業務に従事してきたが、H16. 8. 1に職専免の承認手続をとった際、課長職の職専免承認の決裁は副知事であるのに部長決裁している。</p> <p>2 県負担金2,000,000円について、予算要求時の県負担金の使途は、PR事業1,500,000円、経営改革事業500,000円であるのに、決算ではPR事業1,069,081円、経営改革事業570,700円の計1,639,781円となっている。使途を限定した県負担金であれば契約等を締結してその旨を規定する必要があるほか、執行額が予算額に比べて低くなった場合の県負担金の取扱いについても定めておくことが必要と考えられる。</p> <p>3 団体の経費で購入した切手の在庫があるにもかかわらず、県の切手を使用しているものがある。(1件、金額80円)</p>	<table border="0"> <tr> <td>《予算・負担金内訳》</td> <td>青森県</td> <td>市町村</td> <td>下北汽船 (千円)</td> <td>《15年度収支決算》</td> <td>予算額</td> <td>決算額 (円)</td> </tr> <tr> <td>レンタカー</td> <td></td> <td>100</td> <td>100</td> <td>収入 前年度繰越</td> <td>5,144,562</td> <td>5,144,562</td> </tr> <tr> <td>PR事業</td> <td>1,500</td> <td>1,720</td> <td>700</td> <td>県負担金</td> <td>2,000,000</td> <td>2,000,000</td> </tr> <tr> <td>経営改革事業</td> <td>500</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>市町村負担金</td> <td>2,020,000</td> <td>2,020,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,000</td> <td>2,020</td> <td>1,000</td> <td>下北汽船負担金</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>112</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>10,164,674</td> <td>10,164,623</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>支出 レンタカー助成事業</td> <td>150,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>P R 事業</td> <td>4,974,674</td> <td>1,069,081</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>経営改革事業</td> <td>1,890,000</td> <td>570,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>船内放送設備整備事業</td> <td>2,100,000</td> <td>511,980</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>航路調査事業</td> <td>900,000</td> <td>158,640</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事務費</td> <td>150,000</td> <td>12,620</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>10,164,674</td> <td>2,323,021</td> </tr> </table>												《予算・負担金内訳》	青森県	市町村	下北汽船 (千円)	《15年度収支決算》	予算額	決算額 (円)	レンタカー		100	100	収入 前年度繰越	5,144,562	5,144,562	PR事業	1,500	1,720	700	県負担金	2,000,000	2,000,000	経営改革事業	500	200	200	市町村負担金	2,020,000	2,020,000	計	2,000	2,020	1,000	下北汽船負担金	1,000,000	1,000,000					その他	112	61					計	10,164,674	10,164,623					支出 レンタカー助成事業	150,000	0					P R 事業	4,974,674	1,069,081					経営改革事業	1,890,000	570,700					船内放送設備整備事業	2,100,000	511,980					航路調査事業	900,000	158,640
《予算・負担金内訳》	青森県	市町村	下北汽船 (千円)	《15年度収支決算》	予算額	決算額 (円)																																																																																															
レンタカー		100	100	収入 前年度繰越	5,144,562	5,144,562																																																																																															
PR事業	1,500	1,720	700	県負担金	2,000,000	2,000,000																																																																																															
経営改革事業	500	200	200	市町村負担金	2,020,000	2,020,000																																																																																															
計	2,000	2,020	1,000	下北汽船負担金	1,000,000	1,000,000																																																																																															
				その他	112	61																																																																																															
				計	10,164,674	10,164,623																																																																																															
				支出 レンタカー助成事業	150,000	0																																																																																															
				P R 事業	4,974,674	1,069,081																																																																																															
				経営改革事業	1,890,000	570,700																																																																																															
				船内放送設備整備事業	2,100,000	511,980																																																																																															
				航路調査事業	900,000	158,640																																																																																															
				事務費	150,000	12,620																																																																																															
				計	10,164,674	2,323,021																																																																																															

部署 番号	所属機関名 団体名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有 無	使用許可 の有無	
			民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
									種別	金額							使用料徴収 の有無
4	新幹線・交通政策課	昭和38年8月				・理事会、総会の開催 ・JR東日本、JR北海道への要望活動の実施	青森県鉄道整備促進期成会規約	1,222	負担金	240	288	有	6	8	8	有	使用許可 無 使用料徴収 無
	青森県鉄道整備促進期成会		構成員又は会員	県、県議会、市町村、市町村議会、商工団体等	主な財源	県負担金、団体負担金、繰越金											
	問題点等		1 事務局職員が14年度決算監査の依頼に監事のもとへ出張した際の旅費を県費から支払しているが、当該用務は団体固有の事務であることから団体経費から支払すべきである。(県費支出旅費2名分12,782円 15年度繰越金934,176円)														
5	統計分析課	昭和10年4月				・理事会、評議員会の開催 ・県統計大会、県統計グラフコンクールの開催 ・刊行物の出版、斡旋事業 ・統計団体の育成、強化事業	会則ほか	16,235		0	12,559	有	3	5	5	有	使用許可 無 使用料徴収 無
	青森県統計協会		構成員又は会員	役員36人(県、市統計協会長、郡町村会長、郡統計協会長等)	主な財源	出版図書収入、斡旋図書収入、賛助会費、定期購読会費、基金											
	問題点等		1 当該団体が業者と複写サービス契約を締結し、行政資料センターに複写機を設置しコピーサービスを受けたものからコピー代を徴収しているが、県以外の者が県有建物内の一部を使用する場合は行政財産使用許可手続が必要と考えられるほか、これに係る電気料実費分を負担させることについて検討する必要がある。 《参考》コピー代@10円/枚、15年度収入262,850円。業者に支払う複写サービス料金は県、業者、協会で覚書を締結し県(行政資料センターが自己使用する分)と協会が各自の使用分を負担している。(15年度協会負担額245,942円)														

部局名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況 (千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無	
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
			種別				金額	有無		有無								
環境生活部	6	県民生活政策課	昭和36年 8月				交通安全県民運動等の 実施	会則	3,461	補助 金	2,540	3,075	有	3	6	6	無	使用許可 無
		青森県交通対策 協議会		構成員又は会員	県・国・市町村、関係機関・団体													主な財源
		問題点等	特になし															
	7	自然保護課	平成16年 1月				第2回世界自然遺産会 議の開催	・会則 ・事務局規 程	7,113	負担 金	7,113	7,112	有	1	7	7	無	使用許可 無
第2回世界自然 遺産会議実行委 員会		構成員又は会員		県、市町村、国、関係団体														主な財源
		問題点等	特になし															

部局名	番号	所属機関名	団体の種別	団体の種別	任意団体	主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専免手続の有無	使用許可の有無					
		団体名						設立年月(廃止年月日)	民法法人	法定団体	収入	うち県費		支出		代表者への就任の有無	代表者以外の役員への就任人数	事務局員数	うち県職員数	使用料徴収の有無	
			種別	金額	代表者への就任の有無	代表者以外の役員への就任人数	事務局員数					うち県職員数	使用料徴収の有無								
健康福祉部	8	保健衛生課	昭和23年			・県民のハンセン病に対する正しい知識の普及啓発 ・ハンセン病療養所入所者のうち、県出身者に対する慰安及び援護	青森県ハンセン病協会規約	2,312	委託料	1,836	2,312	無	1	3	3	有	使用許可無				
		青森県ハンセン病協会															構成員又は会員	役員8人(国、青森市、県等)及び個人会員7人	主な財源	会費、県委託費、市町村負担金、寄附金、繰越金	使用料徴収無
																	問題点等	特になし			
	9	西北地方健康福祉こどもセンター	明治28年12月			地区赤十字奉仕団体活動研究会関係事務評議員推進委員会に関する事務 地区広報誌の発行に関する事務	日本赤十字社青森県支部「赤十字事務の手引き」ほか	889		0	879	有	4	5	5	有	使用許可無				
		日本赤十字社西北地区															構成員又は会員	西北地区管内の13分区(日赤各町村赤十字奉仕団)、日本赤十字社加入「社員」26,000人	主な財源	日赤支部交付金、繰越金、活動補助金	使用料徴収無
																	問題点等	特になし			
	10	上北地方健康福祉こどもセンター	昭和46年12月			上北郡民生委員・児童委員の研修と相互の交流、関係機関との連絡調整	・会則 ・事務局規程 ・旅費規程	1,034		0	488	無	3	2	2	有	使用許可無				
		上北郡民生委員・児童委員協議会															構成員又は会員	町村民生委員・児童委員協議会	主な財源	繰越金、助成金、負担金	使用料徴収無
																	問題点等	特になし			

部署名	番号	所属機関名 団体名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無		
				民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数			うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
										種別	金額								
11	上北地方健康福祉こどもセンター	平成13年4月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県南里親会主催事業の企画</li> <li>・ 入会、退会手続き及び会員名簿管理</li> <li>・ 県里親連合会との連絡調整</li> <li>・ 他関係団体との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県南里親会規約</li> <li>・ 旅費規程</li> <li>・ 慶弔見舞金規程</li> </ul>	一般会計1,045	0	801	無	2	4	4	有	使用許可無			
								特別会計100	0	0						使用料徴収無			
	県南里親会	構成員又は会員	八戸市、十和田市、三沢市、上北郡、三戸郡内の登録里親	主な財源	会費、補助金、繰越金														
	問題点等	1 通帳と印鑑を同一者が管理している。																	
12	県立精神保健福祉センター	昭和35年10月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉に関する知識の普及</li> <li>・ 介護認定審査委員等審査機関委員への就任</li> <li>・ 県精神保健福祉大会の開催</li> <li>・ 精神保健福祉功労者の表彰</li> </ul>	規約	1,781	負担金	30	1,389	無	15	3	3	無	使用許可無		
									機関誌購読料	179							使用料徴収無		
	青森県精神保健福祉協会	構成員又は会員	個人・団体会員、役員(県、精神科病院、施設等)	主な財源	会費(個人、団体、役員) 機関誌購読料、広告料、繰越金														
問題点等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県職員である役員は、県関係機関の一定の職にある者が充てられているが、会費を県費負担している役員と個人負担している役員があり、不公平な取扱いとなっている。</li> <li>2 通帳と印鑑を同一者が管理している。</li> <li>3 切手について出納簿を作成していないため残高の正確性が確認できない。(15年度購入金額70,501円)</li> <li>4 支払に係る証拠書類が添付されていないものがある。</li> <li>5 庁舎の一部を団体の事務室として使用するため行政財産使用許可手続をとっているが、団体のプロパー職員がいないこと等からその必要性がない。</li> </ol>																		





部署名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専免手続の有無	使用許可の有無	
		団体名		民法法人	法定団体	任意団体			収入	うち県費		支出	代表者への就任の有無	代表者以外の役員への就任人数	事務局員数		うち県職員数	使用料徴収の有無
										種別	金額							
19	総合販売戦略課	平成14年7月				・情報誌の発行 ・量販店バイヤーとの意見交換会 ・青森フェアの開催	・設置要綱 ・事務規程	7,214	補助金	3,250	7,200	有	1	7	7	無	使用許可無 使用料徴収無	
	まほろばあおもり流通戦略推進委員会		構成員又は会員	全農青森県本部、米本部、りんご対策協議会等			主な財源	県補助金、関係団体負担金										
			問題点等	特になし														
20	総合販売戦略課	昭和44年4月				県産品の販路開拓及び商取引の増大並び観光地を紹介することにより、観光客の誘致をはかり、もって本県産業の推進に寄与する。	青森県物産観光振興対策協議会会則	17,669	負担金	12,396	16,314	有	0	9	9	無	使用許可無 使用料徴収無	
	青森県物産観光振興対策協議会		構成員又は会員	県、8市、関係団体			主な財源	負担金(県、市、関係団体)、繰越金										
			問題点等	特になし														
21	総合販売戦略課	昭和50年3月				消費拡大・宣伝事業	会則	88,455	補助金	10,600	81,047	無	1	16	14	有	使用許可有 使用料徴収無	
	青森県ほたて流通振興協会		構成員又は会員	県漁業協同組合連合会、むつ湾漁業振興会、ほたて生産市町村等			主な財源	賦課金、県補助金、助成金、物産店収入、拠点売上										
			問題点等	1 週休日に団体の用務で十和田市で事務を遂行した県事務局職員について、週休日の振替をしている。 2 県事務局職員が団体の同一用務で出張した際、県の旅行命令簿を作成している者と作成していない者、出勤簿の表示が出張扱いになっている者となっていない者がある。 3 県事務局職員に対して県漁連の旅費規程に準じて旅費が支給されているが、県の旅費条例に比較して高い支給となっているものがあり改善が必要である。(例：はやて開業1周年記念イベント、八戸市H15. 11. 29(土)～11.30(1泊2日) 課長職 日当@5,500円×2日 宿泊料@12,000円 借上料8,800円 運転料900円) 4 プロパーの事務局職員及び県事務局職員に支給した時間外勤務手当に対する源泉徴収がされていない。														
22	構造政策課	昭和52年12月				・農村青少年組織活動の指導 ・地域農業の振興のための各種研修及び交流会の開催	規約	936	補助金	180	652	無	0	3	1	無	使用許可無 使用料徴収無	
	青森県青年農業士会		構成員又は会員	県農業青年士140人			主な財源	会費、県補助金、繰越金										
			問題点等	1 会計年度(2月～1月)中に決算監査を行っている。(H16. 1. 26監査) 2 収入年度が誤っているものがある。(県補助金180,000円 入金日H16. 3. 9 誤15年度 正16年度)														

部署名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無	
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
										種別	金額							
23	りんご果樹課	平成14年4月				県民一体となっており、この日の普及活動やりんご行動計画の実践を推進する。	会則	一般会計	負担金	2,782	4,813	無	0	5	5	無	使用許可 無	
	特別会計							0									891	使用料徴収 無
	21世紀青森りんご行動計画推進協議会	構成員又は会員	りんご関係者、学識経験者 11名			主な財源	一般会計：県負担金、むつ小川原地域・産業振興財団助成金、特別会計繰入金 特別会計：(財)青森県りんご対策協議会賛助金、繰越金											
	問題点等	1 通帳と印鑑を同一者が管理している。 2 会計年度(4月～3月)中に決算監査を行っている。(H16. 3. 24監査) 3 切手代23,760円に係る領収書が添付されていない。																
24	林政課	昭和31年2月				林業改良普及に関する講習会、講演会の開催、図書等の作成、販売	会則	8,234		0	7,493	無	1	3	2	無	使用許可 無	
	使用料徴収 無																	
	青森県林業改良普及協会	構成員又は会員	森林所有者、素材生産業、製材業、財産区、森林組合、市町村、県職員等			主な財源	会費、助成金(県森連ほか)、図書収入、研修事業収入、繰越金											
問題点等	1 通帳と印鑑を同一者が管理している。																	
25	水産振興課	平成元年12月				・漁業後継者の指導、育成 ・研修会、講習会の開催及び参加	青森県漁業士会会則	1,168	補助金	350	1,076	無	0	2	2	無	使用許可 無	
	使用料徴収 無																	
	青森県漁業士会	構成員又は会員	青年漁業士59人、指導漁業士86人 計145人			主な財源	会費、県補助金、繰越金											
問題点等	1 県補助金(平成15年度青森県浜のリーダー活動促進事業費補助金 350,000円)に係る実績報告書に添付されている収支決算書が事実と異なっている。(支出額を交付申請時の予算額に合わせている。)また、同補助金が含まれている経費を支部組織に支出しているが、支部から実績報告書の提出を求めているため、県補助金が適正に執行されたか確認できない。 2 通帳と印鑑を同一者が管理している。 3 支払伝票及び領収書の記載金額に誤りがあるものがある。(漁業体験教室実習備船料 誤25,200円 正25,000円) 4 現金支払しているものについて、受領書をとっていないものがある。(東青漁業士会への活動支援金40,000円分)																	

部 局 名	番 号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職 専 免 手 続 の 有 無	使用許可 の有無	
		団 体 名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
										種別	金額							
26		東地方農林水産事務所青森地域農業改良普及センター	平成7年3月				東青地域の農水産物を活用した加工品の開発や加工品の販路拡大のためのイベントやPR活動の推進	規約	3,339	0	2,850	無	0	1	1	無	使用許可 無	
		東青農水産物加工協議会	構成員又は会員	管内農水産物加工組織、直売組織計29組織	計	主な財源	活動助成金(むつ小川原地域・産業振興財団、青森広域事務組合ほか)、事業収入、会費											
		問題点等	1 通帳と印鑑を同一者が管理している。 2 会計年度(4月～3月)中に決算監査を行っている。(H16.3.11監査)															
27		北地方農林水産事務所五所川原地域農業改良普及センター	平成3年8月				・パソコン操作技術の向上 ・情報交換	規約	299	0	252	無	0	2	2	無	使用許可 無	
		東日流パソコン倶楽部	構成員又は会員	管内のパソコン導入済、導入予定の農業者57人	計	主な財源	会費											
		問題点等	1 県事務局職員が総会、研修会等に参加する際の経費が自己負担となっていることから、経費負担のあり方や参加の必要性について検討する必要がある。															
28		下北地方農林水産事務所むつ水産事務所	平成4年6月				漁業後継者の育成・指導等	・会則 ・会費徴収規程 ・表彰規程	1,693	0	1,637	無	0	7	7	無	使用許可 無	
		青森県漁業士会むつ支部会	構成員又は会員	青年漁業士27人、指導漁業士34人計61人	計	主な財源	会費、助成金、県漁業士会からの活動支援金、事業収入											
		問題点等	1 通帳と印鑑を同一者が管理している。 2 切手について、出納簿を作成していないため残高の正確性が確認できない。(15年度購入数量80円切手200枚) 3 物品について、県の物品と区別して保管されていない。また、管理台帳が作成されていないため管理上問題がある。 4 支払伝票及び支出に係る証拠書類がないものがある。(例：講師旅費・謝金30,000円)															

部署名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況 (千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無		
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職員 数	使用料徴収 の有無	
										種別	金額								
29		ふるさと食品研究センター下北ブランド研究開発センター	平成13年10月				下北ブランド研究開発センターの利活用促進、下北ブランドの創出促進	下北ブランド開発推進協議会規約	701		0	470	無	0	3	2	無	使用許可 無	
		下北ブランド開発推進協議会		構成員又は会員	商工団体、物産観光団体、農林漁業団体、市町村等92団体	主な財源												会費、繰越金	使用料徴収 無
				問題点等	特になし														

部署名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の 有無	使用許可 の有無
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数
			種別				金額										
県土整備部	30	整備企画課	昭和22年5月				建設技術行政機構の合理化並びに建設技術力の伸長に関する事項(機関誌等の刊行、研究会等の開催等)	会則	7,916	0	5,740	有	2	9	9	有	使用許可 無
		青森県建設技術協会		構成員又は会員	県、市町村等の建設技術関係者	主な財源											会費、助成金、繰越金
		問題点等	1 団体の事務に従事するに当たって職専免手続をとって従事していたが、課長職の職専免承認の決裁は副知事であるのに部長決裁していた。 2 通帳と印鑑を同一者が管理している。														
	31	河川砂防課	昭和25年9月				治水、利水、防災に関する事業の促進に係る調査研究及び国への要望活動等	会則	7,687	0	3,052	無	2	2	2	有	使用許可 無
青森県河川協会		構成員又は会員	市町村、東北電力(株)青森支店、(財)青森県建設技術センター、西津軽土地改良区、馬淵川改修促進期成同盟会	主な財源	会費、繰越金	使用料徴収 無											
		問題点等	1 視察事業について、会員の参加よりも非会員である県職員の参加が多いので、視察事業の必要性を検討する必要がある。 2 河川砂防課には河川協会のほか、青森県治水砂防協会と青森県海岸協会の事務局が置かれているが、事務の効率化及び経費削減の観点から統合できないか検討する必要がある。 3 タクシークーポン券について、県治水砂防協会の用務で使用しているものがあることから適切な執行が求められる。														
32	港湾空港課	昭和43年4月				・港湾に関する講演会、講習会の開催 ・港湾の施設及び港湾の管理に関する調査研究	会則	5,318	0	4,189	無	2	2	2	有	使用許可 無	
	青森県港湾協会		構成員又は会員	県、港湾所在市町村、民間企業等の37団体	主な財源	会費、負担金、繰越金	使用料徴収 無										
		問題点等	1 贈答品の執行が適切でないものがある。 2 タクシークーポン券の出納簿を作成していないため、使用状況が確認できない。														

部 局 名	番 号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況 (千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の 有無	使用許可 の有無	
		団 体 名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
			種別				金額											
	33	建築住宅課	昭和48年 6 月				・青森県公共住宅積算 単価表の作成、頒布 ・公営住宅整備、管理 研修会等の開催	会則	7,624		0	3,307	無	2	5	5	無	使用許可 無
		青森県公営住宅 等整備事業連絡 会		構成員又は会員	公営住宅を整備する事業主体及び入会 を希望する市町村 計62団体	主な財源												会費、繰越金
		問題点等	1 会費収入1,860,000円に対し、繰越金が4,317,249円生じているので、会費や事業内容の見直しについて検討する必要がある。 (14年度繰越金5,764,327円、15年度繰越金4,317,249円)															
出 発 局	34	経理課	昭和55年 9 月				会計事務の研究並びに 改善を図り、併せて会 計職員の資質向上と意 欲高揚を図ることによ り、県の行政効果の進 展に寄与する。	青森県会計 協会会則	3,802		0	1,443	有	11	3	3	無	使用許可 無
		青森県会計協会		構成員又は会員	県の会計事務に従事する職員	主な財源												繰越金、事業収入 (会計関係図書販売収入)
		問題点等	特になし															



部署名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況 (千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無	
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
			種別	金額	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数												
37	生涯学習課	あすの青森県を 創る運動協会	昭和31年7月				・住みよい地域社会づくり運動の推進 ・協力団体及び関係機関との連携	あすの青森県を創る運動協会規約	7,521	補助金	4,255	7,380	無	0	5	4	有	使用許可 無 使用料徴収 無
	構成員又は会員		団体会員48団体、個人会員178人		主な財源	会費、補助金 (日創協、県)												
	問題点等	1 団体が発足してから40年が経過し社会環境が大きく変化していることから、団体の存続意義を検討する必要がある。 2 プロパー職員に係る退職金を毎年度積立しているが、その積立額が決算書に表示されていない。(15年度末積立額7,349,019円) 3 支出何がないまま支出しているものがある。 4 特に必要性がないのに口座を複数(4口)保有している。																
	スポーツ健康課	あすの青森県を 創る運動協会	昭和35年1月				・各市町村体育指導委員協議会相互の連携 ・地域スポーツ振興に関する事業 ・体育指導委員の資質向上を図るための講習会、研修会の開催	規約	2,709	補助金	1,428	2,263	無	1	3	3	無	使用許可 無 使用料徴収 無
構成員又は会員	県内各市町村の体育指導員協議会		主な財源	市町村負担金、個人会費、県補助金 (地域スポーツフェスティバル開催費)、繰越金														
問題点等	特になし																	

部署 番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況 (千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の 有無	使用許可 の有無	
	団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
									種別	金額							
39	野辺地高等学校	昭和23年4月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境整備事業</li> <li>・教職員の研修補助事業</li> <li>・学校行事補助事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会則</li> <li>・旅費規程</li> <li>・福利慶弔費規程ほか</li> </ul>	(PTA) 一般会計 4,435 特別会計 2,207		一般会計 3,726 特別会計 605	無	6	4	3	無	使用許可 無	
	青森県立野辺地 高等学校父母と 教師の会		(部活 動支援 費) 一般会計 17,509 特別会計 2,003		一般会計 16,713 特別会計 0			使用許可 無									
			(進路 指導費) 一般会計 2,395 特別会計 801		一般会計 1,823 特別会計 200			使用料徴収 無									
	構成員又は会員		生徒保護者、教職員	主な財源	P T A : (一般会計) 保護者及び教職員からの会費、繰越金、入会金 (特別会計) 繰越金、一般会計からの積立金 部活動支援費: (一般会計) 会費、繰越金 (特別会計) 繰越金 進路指導費: (一般会計) 進路指導費、繰越金、特別会計繰入金 (特別会計) 前年度積立額												
問題点等	1 出勤簿上出張表示になっているにもかかわらず、団体の旅行命令書だけ作成し、県の旅行命令簿を作成していないものがある。 2 P T A 会長印 (団体印) を事務長が管理しているが、P T A の会則等に事務長への委任規定がないので事務処理上の権限委任に関する規定を整備する必要がある。 3 プロパー職員が常勤しているが、行政財産使用許可手続がとられていない。																

部局名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況 (千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無														
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無													
										種別	金額																				
40	弘前中央高等学校	平成13年4月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備、環境整備の充実</li> <li>・部活動の振興と助成</li> <li>・生徒会の助成</li> <li>・生徒会館の管理、運営</li> <li>・生徒、教職員の研究助成及び福利厚生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会則</li> <li>・旅費等支給内規</li> </ul>	一般会計	生徒会館運営費	763	一般会計	無	9	10	8	無	使用許可 無														
	43,722								0	特別会計	特別会計						2,006														
	29,489								0	購買部	購買部						13,720														
	14,180								0																						
	青森県立弘前中央高等学校後援会	構成員又は会員	父母と教師の会会員、特別賛同者			主な財源	一般会計：会費、PTA助成金、繰越金、雑収入 特別会計：特別会費、繰越金、前年度一般会計繰入金、購買部益金繰入金 購買部：売上、受取手数料																								
		問題点等	1 購買部の収支が決算書に表示されていない。 2 校舎内に置かれている購買部の電気料については後援会が負担しているが、購買部が占有している場所については行政財産使用許可手続がとられていない。																												
41	八戸南高等学校	昭和58年4月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の整備拡充</li> <li>・生徒教職員の研究助成</li> <li>・福利厚生</li> <li>・その他必要な事業</li> </ul>	規約	19,544	生徒会館運営費	202	9,479	無	1	4	3	無	使用許可 無														
	青森県立八戸南高等学校後援会																構成員又は会員	父母と教師の会会費、賛同者			主な財源	会費、入会金、繰越金									
																	問題点等	1 プロパー職員が常勤しているが、行政財産使用許可手続がとられていない。													

部署名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の 有無	使用許可 の有無
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数
						種別	金額										
42	南郷高等学校	昭和48年4月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の研修、生徒引率の補助</li> <li>・各種学校行事の支援</li> <li>・スクールバスの補助</li> <li>・生徒会館の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会則</li> <li>・専決規程ほか</li> </ul>	42,777	生徒会館運営費	302	39,477	無	1	4	3	無	使用許可 無
	青森県立南郷高等学校後援会																使用料徴収 無
	構成員又は会員	生徒保護者、父母と教師の会会員ほか	主な財源	会費、入会金、繰越金													
問題点等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 同一職員が会計事務を長期間にわたって担当していることから、会計管理上十分留意する必要がある。</li> <li>2 プロパー職員が常勤しているが、行政財産使用許可手続がとられていない。</li> </ol>																
43	三沢商業高等学校	昭和55年4月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の整備拡充</li> <li>・生徒、教職員の研究助成及び福利厚生</li> <li>・その他目的達成に必要な事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会則</li> <li>・旅費規程ほか</li> </ul>	一般会計		0	一般会計	無	4	3	2	無	使用許可 無
	部活動費会計								0	部活動費会計							
	生徒会館改修費会計		0	生徒会館改修費会計													
全国大会募金活動会計		0	全国大会募金活動会計														
2,595		0															
構成員又は会員	教職員、卒業生の父母、在学者の保護者、同窓会員、学識経験者	主な財源	寄附金、繰越金、協賛金														
問題点等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会計規定が財団法人としての規定となっているので見直しが必要である。</li> <li>2 高体連からの大会遠征費補助及び県からの生徒会館運営費補助を収入計上していない。(高体連補助139,500円、生徒会館運営費補助675,941円)</li> <li>3 プロパー職員が常勤しているが、行政財産使用許可手続がとられていない。</li> </ol>																

部 局 名	番 号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況 (千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の 有無	使用許可 の有無	
		団 体 名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
										種別	金額							
44	青森高等学校	昭和25年9月				・同窓生親睦会の開催 ・会報の発行 ・会員名簿の発刊	会則	一般会 計		0	一般会 計	無	0	2	2	無	使用許可 無	
	8,679			4,979														
	青森県立青森高 等学校同窓会	構成員又は会員	卒業生、教職員	主な財源	一般会計：繰越金、会費、雑収入 名簿会計：繰越金、名簿代金	名簿会 計		0	名簿会 計		329	使用料徴収 無						
		問題点等	特になし															
45	弘前高等学校	昭和23年10月				・総会の実施 ・支部総会の実施	規約	一般会 計		0	一般会 計	無	0	6	4	無	使用許可 無	
	15,559			13,724														
	青森県立弘前高 等学校鏡ヶ丘同 窓会	構成員又は会員	本校修学者、教職員 (旧職員・現職員)	主な財源	一般会計：終身会費、総会会費、運営協力費、特別会計繰入金 特別会計：繰越金、一般会計繰入金	特別会 計		0	特別会 計		2,001	使用料徴収 無						
		問題点等	1 出勤簿上出張表示になっているにもかかわらず、団体の旅行命令書だけ作成し、県の旅行命令簿を作成していないものがある。 2 通帳と印鑑を同一者が管理している。 3 会計年度 (4～3月) 中に決算監査を行っている。(H16. 3. 29) 4 同一職員が会計事務を長期間にわたって担当していることから、会計管理上十分留意する必要がある。 5 プロパー職員が常勤しているが、行政財産使用許可手続がとられていない。															
46	八戸工業高等学 校	昭和25年3月				・同窓会総会 ・支部との交流 ・名簿発行	規約のみ	一般会 計		0	一般会 計	無	0	10	10	無	使用許可 無	
	2,635			2,350														
	青森県立八戸工 業高等学校同窓 会	構成員又は会員	卒業生、現旧職員等	主な財源	一般会計：入会金 特別会計：繰越金、名簿代、一般会計繰入金	特別会 計		0	特別会 計		5,889	使用料徴収 無						
		問題点等	1 会計年度 (4月～3月) 中に決算監査を行っている。(H16. 3. 29監査) 2 一般会計の会計事務を同一の教員が長期間にわたって担当しているので、長期間にわたり同一者に担当させることのないよう配 慮する必要がある。															

部 局 名	番 号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職 専 免 手 続 の 有 無	使用許可 の有無
		団 体 名		民 法 法 人	法 定 団 体	任 意 団 体			収入	うち県費		支出	代 表 者 へ の 就 任 の 有 無	代 表 者 以 外 の 役 員 へ の 就 任 人 数	事 務 局 員 数		う ち 県 職 員 数
			種別				金額	代表者への就任の有無		代表者以外の役員への就任人数	事務局員数					うち県職員数	
47	弘前実業高等学校	不明				・総会の開催 ・同期会、支部会への 助成 ・在校生への激励と援助	会則	一般会 計	0	一般会 計	無	0	4	4	無	使用許可 無	
	2,980							1,824		使用料徴収 無							
	青森県立弘前実 業高等学校同窓 会	構成員又は会員	卒業生、現旧職員			主な財源	一般会計：繰越金、会費 総一般会計：会費、広告料、雑収入										
	問題点等	特になし															
48	八戸西高等学校	平成15年1月				・創立30周年記念式典 ・生徒会館建設 ・記念誌発刊	無	46,274	0	30,491	無	2	10	10	無	使用許可 無	
	使用料徴収 無																
	青森県立八戸西 高等学校創立30 周年記念協賛会	構成員又は会員	後援会役員、同窓会役員、PTA役員、 学校職員			主な財源	PTA会費及び後援会費の定額										
問題点等	1 団体としての規程類が整備されていない。 2 通帳と印鑑を同一者が管理している。																
49	弘前南高等学校	昭和54年4月				・理事会、総会、研究 協議会の開催	規約	684	負 担 金	255	427	有	7	1	1	無	使用許可 無
	使用料徴収 無																
	青森県高等学校 長協会普通部会	構成員又は会員	普通科を設置している高等学校長 県立51人 私立13人			主な財源	会費、繰越金										
問題点等	1 会計年度(4月～3月)中に決算監査を行っている。(H16. 1. 28監査)																

部 局 名	番 号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況 (千円)			役員就任状況		事務局体制		職 専 免 手 続 の 有 無	使用許可 の有無	
		団 体 名		民 法 法 人	法 定 団 体	任 意 団 体			収入	うち県費		支出	代 表 者 へ の 就 任 の 有 無	代 表 者 以 外 の 役 員 へ の 就 任 人 数	事 務 局 員 数		う ち 県 職 員 数	使用料徴収 の有無
										種別	金額							
50	青森高等学校	昭和45年2月				・総会、理事会、研修会の開催	会則	1,193	負担金	1,006	1,172	無	25	2	2	無	使用許可 無 使用料徴収 無	
	青森県高等学校教頭会	構成員又は会員	高等学校及び盲・聾・養護学校の副校長及び教頭	主な財源	会費													
	問題点等	1 地区組織への支出金について、地区組織から使途の報告書や証拠種類の提出を求めているため適正に執行されたかどうか確認できない。(支出総額310,000円) 2 通帳と印鑑を同一者が管理している。 3 会計年度(4月～3月)中に決算監査を行っている。(H16. 3. 30監査)																
51	五所川原農林高等学校	昭和47年5月				・総会、役員会、研修会の開催	規約	一般会計 405		0	241	有	5	1	1	無	使用許可 無	
	青森県高等学校教頭会西北支部	構成員又は会員	管内高等学校、特殊教育諸学校に勤務する教頭	主な財源	一般会計 151		0	5	特別会計からの配分金 繰越金、一般会計からの繰入金									
	問題点等	1 研修会等で発表した教頭に支払われている助成金等について、その妥当性を検討すること。(3件4名分65,000円。5,000円×3名+50,000円×1名) 2 通帳と印鑑を同一者が管理している。 3 会計年度(4月～3月)中に決算監査を行っている。(H16. 3. 30監査)																
52	弘前中央高等学校	昭和31年5月				・研究大会の開催 ・調査研究冊子の発行	規約 細則	10,483		0	8,900	有	59 (代議員除く)	4	4	無	使用許可 無 使用料徴収 無	
	青森県高等学校教育研究会	構成員又は会員	高等学校及び盲・聾・養護学校の教職員	主な財源	会費、繰越金													
	問題点等	1 事務局職員4名に事務手当として上期、下期にそれぞれ1人当たり10,000円が支払われているが、その妥当性を検討する必要がある。 2 研究調査に係る謝金(筆耕料)が教職員に支払われているが、その妥当性を検討する必要がある。 3 切手について出納簿を作成していないため残高の正確性が確認できない。(15年度購入金額15,600円)																

部署名 番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無		
	団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無	
									種別	金額								
53	浪岡高等学校	昭和31年5月				・総会、役員会、研究大会の開催	規約	一般会計		0	475	有	4	3	3	無	使用許可 無	
	青森県高等学校 教育研究会地理 歴史科・公民科 部会		構成員又は会員	県内高等学校地理歴史科・公民科担当 教員	主な財源			一般会計：県高等学校教育研究会本部助成金 別途会計：大会参加費、繰越金	別途会計	負担 金	201						204	使用料徴収 無
			問題点等	1 大会の研究発表者(県教員)11名に対し筆耕料として2,000円を支払っているが、その妥当性を検討する必要がある。 2 規約に会計年度に関する規定を置かずにH16. 1. 27に決算監査を行っているので、規約の整備とともに適時に決算監査を行う必要がある。 3 別途会計において、大会参加費収入213,000円(うち県費201,000円)に対し、繰越額が351,526円となっているので、会費や事業計画の見直しについて検討する必要がある。 4 通帳と印鑑を同一者が管理している。 5 支払に当たり、支出何等の文書による決裁を受けていない。(部会長である校長の口頭決裁となっている。)														
54	田名部高等学校	昭和31年5月				・役員会、研究大会、 弁論大会の開催	会則	一般会計		0	319	有	30	3	3	無	使用許可 無	
	青森県高等学校 教育研究会外国 語部会		構成員又は会員	高等学校外国語教員	主な財源			一般会計：高教研本部配分金 特別会計：大会参加費、繰越金	特別会計	負担 金	415 (私費 負担の 県立学 校がな いとし た場合 の金額 である)						695	使用料徴収 無
			問題点等	1 平日に団体の用務で青森市へ出張している者があるが、県の旅行命令簿が作成されていない。(旅行日H16. 3. 31、出勤簿も出張の表示なし) 2 研究調査等に係る謝金等として県教職員に対し現金や図書券を支給しているが、財源の一部に県費が含まれていることなどからその妥当性を検討する必要がある。 3 部会役員である県教職員に対して慶弔費10,000円を支出しているが、財源の一部に県費が含まれることなどからその妥当性を検討する必要がある。 4 地区組織に対して@3,000円×5地区=15,000円を助成しているが、使途の報告書や証拠書類の提出を求めているため適正に執行されたか確認できない。 5 特別会計において、平成22年度東北大会のために300,000円を積立てしているが、この財源は研究大会参加料や弁論大会参加料として集めた経費の剰余金であり、本来と異なる使途のために積み立てをすることは問題がある。														

部 局 名	番 号	所属機関名	団体の種別 民法 法人 法定 団体 任意 団体	団体の種別	主な業務内容	規程類の有 無	15年度決算の状況 (千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の 有無	使用許可 の有無			
		団 体 名					設立年月 (廃止年月日)	収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数		事務局 員数	う ち 県 職 員 数	無	使用料徴収 の有無
									種別	金額								無
55		田名部高等学校			・大会の開催 ・合同強化合宿 ・審判員派遣	会則	4,379		0	4,361	無	4	2	2	無	使用許可 無 使用料徴収 無		
		青森県高等学校 体育連盟柔道専門部	昭和27年4月	構成員又は会員	柔道部顧問教職員	主な財源	各学校負担金、大会参加料、高体連助成金、繰越金											
		問題点等	<ol style="list-style-type: none"> <li>各種大会抽選時に提供している昼食の必要性を検討すること。(4回×25,000円)</li> <li>団体の委員となっている教職員に対して慶弔費の執行や記念品を提供しているが、団体の財源が加盟校の負担金や大会参加料等であることから改善する必要がある。(慶弔費2件61,000円 記念品1件50,000円)</li> <li>通帳と印鑑を同一者が管理している。</li> <li>東北大会積立金1,700,643円が決算書に表示されていない。</li> <li>強化費として男女の担当校にそれぞれ一定額を支給しているが、用途の報告書や証拠書類の提出を求めているため適正に執行されたか確認できない。(男子500,000円、女子300,000円)</li> <li>会計担当(田名部高校)から事務局長(三本木高校)へ通信費、切手代を支払っているが、支払根拠となる領収書等が添付されていない。(通信費7,667円、郵券代50,000円)</li> </ol>															
56		弘前工業高等学校			・競技会の主催、後援 ・講習会の開催、指導員 の派遣 ・審判員の派遣及び養成	無	20,238 (青森 県レ ボ ー ル 協 会 一 般 会 計 決 算 額)		0	20,043 (青森 県レ ボ ー ル 協 会 一 般 会 計 決 算 額)	有	4	2	2	無	使用許可 無 使用料徴収 無		
		青森県高等学校 体育連盟バレー ボール専門部	昭和22年4月	構成員又は会員	高等学校バレーボール部設置校	主な財源	登録料、参加料、補助金(財青い森みらい創造財団補助金含む)											
		問題点等	<ol style="list-style-type: none"> <li>高体連バレーボール専門部は県バレーボール協会の組織に包含され、実質的に独自の規約がなく、会計も県協会の会計の中で処理されているので、高体連専門部の県協会からの独立について検討する必要がある。</li> <li>高体連バレーボール専門部の事務は職務との関連性が認められるが、勤務時間中に県バレーボール協会の事務を行うことについては職務との関連性が疑問視されるので関与のあり方について検討する必要がある。</li> <li>出勤簿上出張表示になっているにもかかわらず、団体の旅行命令書だけ作成し、県の旅行命令簿を作成していないものがある。</li> <li>通帳と印鑑を同一者が管理している。</li> <li>会計処理を通帳だけで行い、帳簿の作成及び支払等の関係書類を整備していないものがある。</li> </ol>															

部局名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の 有無	使用許可 の有無	
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
										種別	金額							無
57		青森東高等学校	昭和54年 4月				文化活動に関する調査研究、文化行事の開催、全国高等学校総合文化祭等への派遣、県高総文祭の開催	規約、専門部規程準則、表彰規程	47,357	補助金 14,221 (実行委員会補助金含む)	44,136	有	51	3	3	無	使用許可 無	
									負担金 3,400							無	使用料徴収 無	
		構成員又は会員	高文連役員(県立・私立学校長及び教諭)、高文連会員(連盟加盟校生徒)	主な財源	学校負担金、県負担金、県補助金(第29回全国高等学校総合文化祭青森県実行委員会補助金含む)、基金													
		青森県高等学校文化連盟	問題点等	<ol style="list-style-type: none"> <li>出張表示になっているにもかかわらず、団体の旅行命令書だけ作成し、県の旅行命令簿を作成していないものがある。</li> <li>県教職員に対して、選考会出席等に対する謝金を支払っているが、高文連業務の公務性及び支払財源に県費が入っていることからその妥当性を検討する必要がある。</li> <li>県教職員に支払われる旅費の日当額が県の支給額と異なっており、県の旅費支給基準に準じる必要がある。(H15.4.30 ラプラス青い森即日 日当@1,100円(県支給額550円) H16. 1. 5 ラプラス青い森即日 日当@2,600円(県支給額650円))</li> <li>会計年度(4月~3月)中に決算監査を行っている。(H16.3.22監査。監査後に支出あり。)</li> <li>平成15年度まで会計事務を同一の教員が長期間担当していたので、今後は同一者が長期間担当することのないよう配慮する必要がある。</li> <li>備品(パソコン)について、管理台帳が作成されていないため管理上問題がある。</li> <li>帳簿に記入漏れがあるため、帳簿の期末額と決算額が一致していない。</li> <li>帳簿記入が不十分であるのに加え、期末通帳残高と決算残高が合わないため、決算額が正しいか確認できない。 決算残高3,221,701円 H16.3.22監査時通帳残高 3,276,371円 H16.3.31通帳残高 3,236,208円</li> <li>「第24回青森県高等学校総合文化祭開催費負担金」(3,400,000円)について 学校負担金と県負担金を財源として事業を実施した結果、支出額が予算額より少額で済んだため剰余金1,238,786円が生じたが、すべて連盟の繰越金として処理している。県負担金拠出に当たっては、当初収支計画に対して剰余金が生じた場合の県負担金の取扱いについて契約書等に盛り込む必要がある。 バレード招待校旅費補助120,000円について、受領校の領収書があるだけで使途の報告書や証拠書類の提出を求めているため適正に執行されたか確認できない。</li> <li>「平成15年度青森県高等学校文化連盟補助金」(県高等学校文化連盟運営事業175,000円、高等学校文化活動派遣事業1,319,000円、高等学校演劇発表会開催事業200,000円の計1,694,000円)について 高等学校文化活動派遣事業に係る宿泊費について、受領校の領収書があるだけで使途の報告書や証拠書類の提出を求めているため適正に執行されたか確認できない。</li> <li>「第27回全国高等学校総合文化祭福井大会派遣事業費補助金」(宿泊費1,127,000円、輸送費300,000円の計1,427,000円)について 宿泊費及び輸送費について、受領校の領収書があるだけで使途の報告書や証拠書類の提出を求めているため適正に執行されたか確認できない。</li> </ol>														

部署名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無	
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
										種別	金額							
58	青森東高等学校	昭和53年4月				研修会・講習会等の開催、発表会・コンクール等の開催、全国高等学校総合文化祭への参加等	規程	一般会計		0	1,620	有	23	1	1	無	使用許可 無	
	特別会計			0	113			使用料徴収 無										
	青森県高等学校文化連盟合唱部	構成員又は会員	高等学校合唱関係部設置校				主な財源	一般会計：高文連配分金、加盟登録料、講習受講料 特別会計：繰越金、一般会計繰入金										
	問題点等	特になし																
59	八戸高等学校	昭和54年4月				コンテスト・大会の開催、研究会・研修会の開催等	規程	2,030		0	1,092	有	16	3	3	無	使用許可 無	
	青森県高等学校文化連盟放送部		構成員又は会員	県内高等学校放送部等の顧問教職員				主な財源	繰越金、高文連配分金、登録料、参加料									
	問題点等	1 通帳と印鑑を同一者が管理している。																
60	青森東高等学校	昭和51年9月				学校事務に関する研修会の開催、関係団体との連携・協力等	会則	770	負担金	609	607	有	17	2	2	無	使用許可 無	
	青森県公立学校事務長会		構成員又は会員	県立高等学校及び盲・聾・養護学校の事務長				主な財源	会費、繰越金、積立金									
	問題点等	1 当該団体の地区組織に対して研修費を支出しているが、地区組織から決算書をもっているだけで使途の報告書や証拠書類の提出を求めているため適正に執行されたか確認できない。 2 通帳と印鑑を同一者が管理している。																

部署名 番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無		
	団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	無	使用料徴収 の有無
									種別	金額								無
61	森田養護学校	昭和59年11月				盲・聾・養護学校事務 長の研修を目的とする 研究協議会、その他必 要な事業開催	青森県特殊 学校事務長 会規約	64	負担 金	54	28	有	7	1	1	無	使用許可 無	
	青森県特殊学校 事務長会		構成員又は会員	県立盲・聾・養護学校事務長	主な財源												県負担金、繰越金	使用料徴収 無
	問題点等		1 監事監査を実施していないので規約を改正し実施する必要がある。 2 通帳と印鑑を同一者が管理している。															
62	青森工業高等学 校	昭和23年 4月				・県高等学校野球大会 の開催 ・高校野球の指導奨励	規約ほか	硬式部 35,620	0	33,152	有	29	3	3	無	使用許可 無		
	青森県高等学校 野球連盟		構成員又は会員	加盟高等学校野球部(硬式・軟式)	主な財源			硬式部: 入場料収入、放送協力金、パンフレット広告・販売収入、大会参加料、 県高体連補助金、会費、物品販売収入、助成金、繰越金、基金 軟式部: 会費、硬式部からの助成金、高体連助成金	使用料徴収 無									
	問題点等		1 週休日に団体の事務を行った者について、週休日の振替を行っている者と行っていない者があり取扱いに差違が生じていること から、週休日の振替について検討する必要がある。 2 各種会議や大会時における昼食費及び会議費の執行に当たって、県職員として適正な執行が求められる。(15年度執行額: 弁当 代1,127,508円、会議時昼食260,590円、食材・茶菓305,984円、会議時夕食1,350,271円) 3 役員である県教員に支払われている大会業務手当(1日当たり700円)について、その妥当性を検討する必要がある。 4 旅費支給基準が、県の旅費支給基準と異なっており、県の旅費支給基準に準じる必要がある。( 宿泊料として宿泊代実費と夕 食代実費を支給しているものがあるが、夕食代実費の中に酒食を伴う領収書が見受けられる。 会議費等を旅費として支給してい るものがあるなど。) 5 備品(ノートパソコン等)について、台帳を作成していないため管理上問題がある。又、切手についても受払簿が作成されてい ないため残高の正確性が確認できない。 6 審判員の視察に対する補助金について、支給額の内訳が不明であるものや視察の実績を確認する書類がないものがある。 7 支出伝票に領収書は添付されているが、目的、相手方、算定根拠等が記載されていないものがある。 8 支出年度が誤っているものがある。 9 当該団体の地区組織に対して助成金を支出しているが、執行状況を確認できる書類が提出されていないため適正に執行されてい るか確認できない。 10 県からの「第56回秋季東北地区高等学校野球大会負担金」100,000円について(負担金の流れ: 県 県高等学校体育連盟 県高 野連) 県高等学校体育連盟から県に提出された収支決算書では収支差額ゼロとなっているが、当該団体の決算書では剰余金が生じてお り、県に提出された収支決算書が実際と異なっている。 負担金協定書に大会剰余金が生じた際の取扱いを定めていないため剰余金が3,328,939円生じているにもかかわらず、県負担金の 額が当初どおりとなっている。県負担金拠出に当たっては、当初収支計画に対して剰余金が生じた場合の県負担金の取扱いについ て協定書に盛り込む必要がある。(剰余金は、4割が東北地区高野連、6割が県高野連に帰属している。)															

部局名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無	
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
										種別	金額							
63	青森南高等学校	昭和56年6月				・東青地区各校PTA 相互の連絡提携 ・東青地区各校生徒の 健全育成	青森県高等 学校PTA 東青地区協 議会会則	1,465		0	1,071	無	2	3	3	無	使用許可 無 使用料徴収 無	
	青森県高等学校 PTA連合会東 青地区協議会		構成員又は会員	東青地区各高等学校、同定時制、盲・ 聾・養護学校高等部PTA会員			主な財源	加盟校負担金、助成金、繰越金										
	問題点等	1 通帳と印鑑を同一者が管理している。																
64	北斗高等学校	昭和27年4月				青森県高等学校定通教 育の振興を図る	会則	1,277	負担 金	323	1,204	無	21	5	5	無	使用許可 無 使用料徴収 無	
	青森県高等学校 定通教育振興会		構成員又は会員	定通制課程を有する高校の校長、副校 長、教頭、市町村長、賛助者			主な財源	賛助金、負担金、助成金、繰越金										
	問題点等	特になし																
65	黒石高等学校 (青森第二養護 学校)	昭和23年4月				・学校事務の能率増進 に関する研究 ・会員の教養と社会的 地位の向上に関する事 業 ・その他	会則	2,118	負担 金	635	1,904	有	18	3	3	無	使用許可 無 使用料徴収 無	
	青森県公立高等 学校事務職員協 会		構成員又は会員	県立高等学校、盲・聾・養護学校の事 務職員			主な財源	会費、負担金、補助金、繰越金										
	問題点等	1 通帳と印鑑を同一者が管理している。																

部署名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況(千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無	
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者へ の就任の 有無	代表者以 外の役員 への就任 人数	事務局 員数		うち 県職 員数	使用料徴収 の有無
										種別	金額							
	66	八戸第二養護学校 青森県特別支援 教育研究会	昭和47年4月				<ul style="list-style-type: none"> <li>研究会、講習会の開催</li> <li>研究成果の刊行</li> <li>研究調査</li> <li>会員の研究助成</li> <li>関係団体との連絡及び加盟</li> <li>特別支援教育振興充実のための事業</li> </ul>	会則	980	補助 金	110	980	有	23	2	2	無	使用許可 無 使用料徴収 無
		構成員又は会員		特殊教育諸学校及び特殊学級を有する小・中学校に勤務する者、趣旨に賛同する者			主な財源	会費、県補助金、各部会負担金										
		問題点等		特になし														

部局名	番号	所属機関名	設立年月 (廃止年月日)	団体の種別			主な業務内容	規程類の有無	15年度決算の状況 (千円)			役員就任状況		事務局体制		職専 免手 続の有無	使用許可 の有無	
		団体名		民法 法人	法定 団体	任意 団体			収入	うち県費		支出	代表者への就任の有無	代表者以外の役員への就任人数	事務局員数		うち県職員数	使用料徴収 の有無
			種別				金額											
警察本部	67	青森警察署	昭和22年4月				地域安全運動の推進	会則	7,403		0	6,326	無	無	5	4	有	使用許可 有
		青森地区防犯協会		構成員又は会員	各種防犯団体、賛助会員													主な財源
	問題点等	1 団体の事務に従事するに当たって、「職務に専念する義務の免除願」を提出し承認を得ているが、警察本部において警察署から提出された願出書の事務処理が遅れているほか、承認の決裁月日、願出者に対する通知月日等を願出書の空白部分に記載することになっているが記載されておらず、事務処理手続が適切でない。																
68	弘前警察署	昭和36年2月				山岳遭難事故防止について啓蒙宣伝、原因調査、救助資材の整備、遭難発生時における捜索救助活動	会則	629		0	629	有	0	1	1	無	使用許可 無	
	青森県山岳遭難防止対策協議会弘前支部		構成員又は会員	関係市町村、消防機関及び団体、弘前警察署 (18団体)													主な財源	5市町村からの負担金、繰越金
	問題点等	1 装備品について、備品台帳を作成していないため管理上問題がある。 2 支払書類について、金額、品名のみ記載されている領収書が添付されているだけで、購入数等が不明なものがある。																

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------